

平成18年(あ)第346号

上告趣意書

平成18年4月5日

最高裁判所第一小法廷 御中

被告人 野村 一也

弁護士 [REDACTED]

上記被告人に対する業務上過失傷害被告事件について、上告の趣意は下記のとおりである。

記

原判決は、被告人が第1審判決の誤りや被告人の主張を動画を含めて再現した被告人作成のコンパクトディスクを証拠として採用せず、被告人質問や重要証人である佐[REDACTED]の証人尋問をすることなく、被告人には過失がないにもかかわらず、これを認定し、さらには、第1審判決が、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）は見切り発車の疑いがあると認定したのに対して、その疑いはないなどと被告人に不利な事実を認定している。

このように十分な審理を経ずに、事実を誤認し、被告人を有罪として刑罰権を発動したことは適正手続を定めた憲法31条及び被告人に反対尋問権を保障した憲法37条2項に違反する。

なお、被告人に過失があったとした原判決には審理不尽ないし事実誤認があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであり、かつ、原判決を破棄しなければ

著しく正義に反するものと認められるのであるから、職権により破棄されるべきでもある。

以下詳述する。

1 山●●の見切り発車の状況について

2度の現場検証を経た弁護人が立証しようとする本件事故の真実は次の通りである。

山●●は、いつもとは異なり会社に早く出社する用事があり、急いでいたが、本件交差点で赤信号のため停止した。山●●は信号が早く青にならないか、停止した位置のすぐ左上にある被告人の対面信号を見ていたところ、被告人の対面信号の直進の矢印が消え、同時に信号が黄色となったため、視線を前方に戻し、交差点に進行してくる車両もなかったことから勢いよく発進した。このとき、被告人が走行していた車道の左折レーンには、バスか大型トラック等の車両が走行していたため、右方の見通しが極めて悪く、山●●は被告人車両を発見することができなかった。山●●は、交差点進入後に被告人車両を発見し、ブレーキを掛け、まごついていたところ転倒し、被告人車両と衝突したのである。

(1) 信号待ちの経験則

信号待ちをしている人や自転車あるいは原付は、急いでいるとき、対面信号と交差する信号を見て、当該信号が黄色となったことを確認し、左右の安全をも確認すれば、自己の対面信号が明確に青になることを確認しなくても発進することはあると思われる。

本件でも、山●●は、急いでいたことは自己に不利になること故証言ではこれを否定したものの、次に述べるとおり、山●●は、停車していた位置か

ら被告人の対面信号を見ることができたのであり、当該信号が黄色になり、右方あるいは左方から進行してくる車両があれば、発進は躊躇するものの、進行してくる車両がなければ発進することは十分に考えられるのである。

(2) 山■は被告人の対面信号を見ることができたこと

山■が、信号待ちのために停止していたという位置から被告人の対面信号を見ることが可能である（資料1写真1，2）。また、山■は、第1車線歩道寄り停止線の位置に停止していた旨当初から供述しているが、弁護人の現場検証によると、信号待ちをしている原付は、ほとんどが停止線を超えて停止しているのが実情であり（写真5ないし10）、先頭で当該交差点に到着したという山■証言を前提にすると停止線を越えて停止していた可能性もあり、そうであれば、山■の位置から被告人の対面信号はより見やすくなる（写真3）。さらに、保■尚弘（以下「保■」という。）が証言するように山■が車と車の間に停止していたのであれば、被告人の対面信号はより見やすくなるのである（写真4）。本件で、山■が当該信号を見ていたか否かについては審理されていないが、前述の信号待ちの経験則からすると、山■の供述するとおりの停止位置から被告人の対面信号を凝視していたか、あるいは対面信号をより見やすい位置に停止して、被告人の対面信号が黄色となるのを確認し、左右の安全を確認した後、自己の対面信号が青となる前に見切り発車した可能性は十分にあるというべきである。

(3) 山■の右方の視認状況が悪かったこと

山■が停止していた位置からの左方の視認状況は比較的良い（写真1

1)。また、被告人が進行してきた右方の視認状況については、左折レーンに大型車両が走行していないときは見通しがよいが（写真12）、車両が走行しているときは視認状況は極めて悪い（写真13ないし15）。特に左折レーンは、桜木町方面へ向かう多くの市バス（資料2）や埠頭が近くにあるせいか多くの大型トラックが走行している。

本件において、仮に山■が対面信号が青であることを確認してから発進したとしても、右方の視認状況がよければ、山■は、被告人車両をもっと早く発見し、衝突を回避できていたはずである。山■が交差点進入後に、被告人車両を発見したことは、右方の視認状況が悪かったことの証左である。

この点、山■は、左右の確認をしなかったのは、青信号だから飛び出してくる車はいないと思ったなどと証言しているが、左折レーンを走行している車が存在しなければ、右方の見通しはよいのであり、被告人車両が進行してくれば当然に視界に入りこれを発見することは容易だったはずである。

(4) 山■が見切り発車した状況は以上のとおりである。

2 時間的關係について

原判決は、第1審判決は山■及び保■の各証言の信用性判断を誤った上に、山■証言中、自車の発車時のスピードを10キロから20キロだと思いと述べた部分にとらわれて、その後の加速具合を考慮せず、衝突時までの走行速度が時速20キロメートル以下にとどまることを前提に推論を組み立てたために、山■車に見切り発車の疑いがあるとの誤った判断に至ったものと考え

られると判示している。

しかし、第1審判決は、山■の見切り発車の有無について、山■証言が信用できないことを主たる前提として判示しているわけではない。また、原判決が指摘する「その後の加速具合」については、被告人に利益の原則を適用し、「それ以上の加速があるとするには、特段の立証なき以上認めがたい。」とわざわざ判示しているのである。仮に、原判決がいう「その後の加速具合」を考慮しても、被告人の上告趣意書記載の通り（3，4頁），結論に影響を与えないことは明白である。

要するに、原判決は、理論的考察よりも供述に依拠して山■の見切り発車の有無について判断しているのである。そして、原判決が依拠した保■及び山■の証言が信用できないことは以下の通り比較的明白であると弁護人は思料する。

(1) 保■証言の信用性

原判決は、保■は①同人から見て左斜め前方にある信号（山■の対面信号）が青に変わったのを確認した後、前方の元町方面に目を移動したところ、原付（山■車）が右の視界に入った、原付と同じ弁天橋方面からタクシーもほぼ同時に発車した、原付が発車したのは信号が青に変わってすぐだった、車に比べて原付は加速がよかったと証言しているのであるから、第1審判決が指摘するような「厳密な意味で対面信号機が青になってから山■車両が発進したか否かについては山■車両の方向を見て意識的に確認した事柄ではないため、十分視認できない可能性がある」ことや「山■車両を認識した時点でその対面信号機が青であったことからの推測が混入し

ている疑いがある」との信用性を疑うべき要素はないと判示している。また、保■は警察官の面前では、右方にある歩行者用の信号（佐■の対面信号）が青に変わったのを見てから、すぐに左斜め前方にある信号（山■の対面信号）に目を向け、これが青に変わっていたのを見たとしており、供述が変遷しているが、変遷の理由についても相応の説明をしているので証言の信用性には影響を与えるものではないと判示している。

しかし、原判決は、以下の通り、証言の信用性判断を誤っている。

ア 供述の変遷

保■は、赤から青に変わった瞬間を見たという信号について、捜査段階では、歩行者用の信号と供述し、公判廷では山■の対面信号と供述し、供述を変遷させている。そして、その理由について、重要なことではないと思ったからなどと了解不能な証言をしており、原判決が判示するような相応の理由があるなどとは到底いえない。むしろ、山■が対面信号が青になってから発進したという検察官の意に添う証言に変遷させたと受け取ることができるのである。また、被告人が上告趣意書で指摘するようにそもそも保■の停止位置から山■の対面信号が見えるのかは極めて疑問なのである（15頁）（写真16）。

イ ■口証言との不一致

山■が信号待ちのため停止していた位置について、山■は、第1車線歩道寄りに停止していたと証言しているが、保■は、山■は、車と車の間に停止していたと証言している。

また、山■が発進した時期について、山■は、信号が青になってからすぐに発進したと証言しているが、保■は、山■が発進したのは信号が青になってから2、3秒後であるなどと証言している。

さらに、山■の衝突態様について、山■は、ブレーキを掛けずにハンドルを右に切り、被告人車両と少し平行になるような形で衝突したと証言しているが、保■は、山■の前タイヤが被告人車に衝突し、後輪が浮き、山■は死んでしまうかと思ったなどと証言している。

ウ 証言内容自体の矛盾

保■は、山■の対面信号を見た後で歩行者用の信号を一瞬見て、その後に原付が視界に入ったと証言する一方で、原付とタクシーの位置関係、発進状況、そして何より、原付が走り出したのを証人が見たのは、信号が青に変わってから2、3秒後であるなどと証言しているのである（証人尋問調書9頁）。このように全ての状況を瞬時に観察することは不可能であり、証言自体矛盾している。

以上のとおり、保■の証言は、特に信号が変わる瞬間と山■が発進する瞬間を同時に見ていたと受け取れる証言は到底信用できないことから、第1審判決が指摘するように、保■証言には「厳密な意味で対面信号機が青になってから山■車両が発進したか否かについては山■車両の方向を見て意識的に確認した事柄ではないため、十分視認できない可能性がある」「山■車両を認識した時点でその対面信号機が青であったことからの推測が混入している疑いがある」との信用性を疑うべき要素があるといわざるを得ないものと思料する。

(2) 佐■■■■証言の信用性

原判決及び第1審判決は、証人佐■■■■政憲の証言の信用性を肯定している。しかし、佐■■■■の証言も以下に述べるとおり信用できない。

ア 客観証拠との矛盾

佐■■■■は、被告人車両は、歩道に乗り上げて停止した旨証言しており、捜査段階においても図まで作成して同旨の供述をしている（資料3 但し、事故から約1か月後に作成されたもの）。しかし、被告人も上告趣意書で主張している通り（8頁）、被告人のスリップ痕は、歩道から約4メートル手前でとぎれている。

また、佐■■■■は、縁石につまずいて転倒し、左膝を打ち少し血が出たと証言している。しかし、転倒して受傷した経緯についての証言は極めてあいまいなものであり、証言を回避しようとしていると受け取れ、出血した血をどのように処理したのか等についての供述もなく供述に迫真性が全くない。真に出血したのであれば、その処理をするはずである上、目の前にいる被告人にもその旨告げるはずである。そして、受傷から20日後の診断書には「擦過創」との記載があり、診断した医師も膝蓋部に創の後が見られたと回答しているが、当該創が本件転倒により生じたものか否かは佐■■■■がその様に証言しているだけで、他に何ら客観的証拠は存在しないのである。確かに、交通事故後に症状が悪化することは希有なことではないものの、佐■■■■が事故直後膝の怪我については何ら供述していなかったことと当該診断書は矛盾すると言わざるを得ない。

イ 供述の不自然さ

保〇証言において最も不自然なのは、原審の弁護士及び被告人も指摘するとおり、保〇が自己に向かってくる被告人車両を発見して、瞬時に身を翻して歩道に戻ったという証言である。

保〇は、信号が青になり、4、5歩踏みだし、視線を上げると被告人車両が自分の方に向かってくるのを発見したこと、衝突場面を見ていないことを証言している。そうすると、保〇が被告人車両を発見した後、被告人車両が停止するまでの時間は、2、3秒であり、その距離は、車両の長さを考慮するとスリップ痕から約10メートル程度である。転倒した程度で階段を上ることが困難になる老人が、約10メートル前に自分に向かってくる大型車両が突然現れたとき、左側によけられないと判断した上で、咄嗟に身を翻して、迫ってくる車に背を向けて歩道に逃げ去ることができるであろうか。加えて、横断歩道上の縁石はほぼ平らであり、そこに躓いて転倒したとの証言も疑わしい（写真17、18）。

ウ 保〇証言との矛盾

保〇は、佐〇が、しりもちをつくところを目撃した旨捜査段階から証言しており、佐〇が振り返って歩道に逃げて転倒するところを目撃したとは証言していない。しりもちの意味内容についても佐〇が車道に向かって立っていたところから後ろにしゃがむような格好をしたと証言していると受け取れるのである（証人尋問調書20頁）。

以上のとおり、佐〇の証言は、到底信用できず、佐〇についての傷害は本件事故によるものではない疑いが強いのである。なお、保〇証言がい

かに信用できないかは被告人も詳細に主張している（８ないし１５頁）。

（３）山■証言の信用性

原判決は、第１審判決が山■が対面信号が青に変わってから２、３秒後に発進したと誤解したことを捉えて、信用性判断に誤りがあると判示している。しかし、次に述べるとおり、衝突態様については、山■の証言よりも被告人の供述の方が、被告人車両と山■の原付の各損傷状況とよく符合しており、山■供述は信用できない。原判決は第１審の上記誤りに目を奪われていると言わざるを得ない。

山■は、被告人車両との衝突態様について、衝突を回避するためにブレーキはかけずにハンドルを右に切ったが、衝突し、左側に転倒した旨証言している。一方、被告人は、山■が転倒した後に衝突したと供述している。

まず、被告人車両の左側の損傷部分は、車体の下部のみであり、左後輪はパンクしている。山■の証言通りであれば、被告人車両の左側上部に損傷がないことや左後輪がパンクしていることの説明が困難である。これに対し、被告人の供述通りであれば、転倒後の原付を車両と地面に挟むような形で衝突したとの説明が容易である。

また、山■の原付の両側面に大きな損傷はない。山■の証言通りであれば、被告人車両は進行方向の速度ベクトルを持って原付に衝突しているのであるから、衝突により原付は被告人車両と同じ方向にとばされ、転倒することになり、衝突の際に相当の運動エネルギーを被告人車両からもらうことになるため、地面に強くたたきつけられ、原付の左側には何らかの損傷が生じるはずである。これに対し、被告人は、山■はブレーキを掛けて減速し、転倒し、その後に衝突したと供述しており、地面にたたきつけられるような衝突態様

ではないと供述しており、原付の当該状況とよく一致する。

さらに、山■の診断書には、両下肢挫傷とあり、人体の左側面だけを負傷したわけではないのであるから、左膝挫創という傷害部位を持って左側に転倒したということはできない。

以上のように、特に山■がブレーキをかけていないとの証言は、被告人車両及び原付の損傷状況、山■の傷害状況が比較的軽微であることと符合しないのであり、山■の証言は衝突態様という重要部分において不正確であり、信用できないと言える。

(4) 被告人の供述の信用性

上記各証人に対し、被告人は、自己の体験事実を捜査段階から一貫して正直に供述している。特に、自己の対面信号の表示について、捜査段階では青色だと供述した調書が作成された経緯等について正直に供述しているのである。この点、原判決は、被告人の供述は曖昧である旨判示しているが、第1審判決が量刑の理由で指摘したように、被告人は意図的に刑責を免れようとしているのではなく、自己の記憶をたどって正直に供述していることは、その供述内容から見れば明白である。

- 3 以上のように、本件は、山■の見切り発車の可能性があるものであり、十分な審理をせず、これを否定し、被告人を有罪とした原判決には、適正手続き違反があり、憲法31条に違反し、重要証人である佐■を採用しなかったことにつき憲法37条2項にも違反する。事実誤認があるのも明白である。

添付資料

- 1 写真撮影報告書
- 2 バスマップ
- 3 佐■■■■政憲の供述調書